

---

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と統合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル<sup>521</sup>、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。

実施される適応策は以下の通りであること。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション<sup>522</sup>を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ<sup>523</sup>に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と統合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本付属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

---

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

---

<sup>521</sup> 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

<sup>522</sup> 国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う <https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions>。

<sup>523</sup> 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。  
欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)

(1) 気候変動の緩和	該当なし
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	該当なし
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	分別収集された廃棄物分別は、廃棄物貯蔵・移送施設では混合されない。
(5) 公害防止・管理	該当なし
(6) 生物多様性 生態系の保護及び回復	該当なし

## 5.6. 下水汚泥の嫌氣的消化

### 活動内容

嫌気性消化による下水汚泥処理施設の建設・運営、バイオガス・化学薬品の製造・利用

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードE37.00およびF42.00に分類される。

### 技術的スクリーニング基準

### 気候変動への適応への実質的な貢献

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予想される寿命の短い適応ソリューション活動への投資に

少なくとも気候予測の縮小版を用いることにより、10年以上の評価が実施されること。

- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル<sup>524</sup>、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。

実施される適応策は以下の通りであること。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション<sup>525</sup>を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ<sup>526</sup>に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致していること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(1) 気候変動の緩和	施設でのメタン漏洩のモニタリング計画が実施されていること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 <sup>527</sup> と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。

<sup>524</sup> 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

<sup>525</sup> 国連決議第069号「国際連合の自然に基づく解決策の定義」に従う。

<https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystemmanagement/our-work/natures-based-solutions>.

<sup>526</sup> 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。

欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)

<sup>527</sup> 連合法の対象となる活動、または関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動については、指令2000/60/ECにより要求される。

第三国での活動における水質保全と水ストレスの回避

(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止・管理	<p>排出量は、廃棄物処理<sup>528</sup>のための利用可能な最良の技術(BAT-AEL)の結論において、廃棄物の嫌氣的処理のために設定された最良の利用可能な技術(BAT-AEL)に関連する排出レベルの範囲内かそれよりも低いこと。有意な交差媒体効果は生じないこと。</p> <p>得られた消化物が土壌改良剤としての使用を意図している場合、それは以下の基準に適合すること。</p> <p>(a) 規則2019/1009<sup>529</sup>の附属書IIIに定める肥料原料の要件、または農業用肥料/土壌改良剤に関する国の規則を満たしている。</p> <p>(b) その窒素含有量(許容値±25%)は、買主または消化物を扱う事業体に通知される。</p>
(6) 生物多様性 生態系の保護及び回復	該当なし

## 5.7. 生物系廃棄物の嫌氣的消化

### 活動内容

嫌氣性消化により分離回収された生物系廃棄物を処理するための専用施設の建設または運営。その結果、バイオガスおよび消化物または化学物質の生産および利用が行われる。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードE38.21およびF42.99に分類される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

<sup>528</sup> 欧州議会および理事会指令2010/75/EUの下で、廃棄物処理のための最善の利用可能な技術(BAT)結論を確立した2018年8月10日の委員会実施決定(EU)2018/1147

<sup>529</sup> 消化に関する要件については、規則2019/1009の附属書IIIに規定されている構成材料カテゴリー(CM C)4および5を参照のこと。

気候変動への適応への実質的な貢献

---

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と統合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル<sup>530</sup>、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。

実施される適応策は以下の通りであること。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション<sup>531</sup>を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ<sup>532</sup>に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と統合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本付属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

---

<sup>530</sup> 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

<sup>531</sup> [国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う。](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions) <https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions>.

<sup>532</sup> 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。  
欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(1) 気候変動の緩和	施設でのメタン漏洩のモニタリング計画が実施されていること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 <sup>533</sup> と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止・管理	<p>100トン/日を超える嫌気性消化プラントでは、大気と水への排出は、廃棄物処理<sup>534</sup>のための最良の利用可能な技術(BAT-AEL)の結論で、廃棄物の嫌気性処理のために設定された最良の利用可能な技術(BAT-AEL)に関連する排出レベル内かそれ以下であること。有意な交差媒体効果は生じないこと。</p> <p>肥料または土壌改良剤として使用される消化物の窒素含有量(許容レベル±25%)は、買主または消化物を引き取る事業体に伝達される。</p>
(6) 生物多様性 生態系の保護及び回復	該当なし

<sup>533</sup> 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

<sup>534</sup> 欧州議会および理事会指令2010/75/EU(OJ L 208, 17.8.2018, p.38)の下で、廃棄物処理のための最善の利用可能な技術(BAT)の結論を確立した2018年8月10日の委員会実施決定

## 5.8. 生物系廃棄物の堆肥化

### 活動内容

コンポスト化(好氣的消化)により別々に回収された生物系廃棄物を処理する専用施設を建設または運営し、その結果、コンポスト<sup>535</sup>を製造・利用する。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードE38.21およびF42.99に分類される。

### 技術的スクリーニング基準

---

#### 気候変動への適応への実質的な貢献

---

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル<sup>536</sup>、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。

実施される適応策は以下の通りであること。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。

---

<sup>535</sup> バイオ廃棄物は、指令2008/98/ECの第3条4項に定義されている。

<sup>536</sup> 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

- (b) 自然に基づくソリューション<sup>537</sup>を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ<sup>538</sup>に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(1) 気候変動の緩和	該当なし
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	該当なし
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止・管理	75トン/日以上を処理するコンポスト化プラントでは、大気および水への排出は、廃棄物処理 <sup>539</sup> のための最良の利用可能な技術(BAT-AEL)の結論において、廃棄物の好氣的処理のために設定された最良の利用可能な技術(BAT-AEL)の範囲に関連する排出レベル内かそれ以下であること。有意な交差媒体効果は生じないこと。 敷地内には、地下水への浸出を防止するシステムが設置されていること。
(6) 生物多様性	該当なし

<sup>537</sup> [国際自然保護連合\(IUCN\)の自然に基づく解決の定義に関する決議069に従う。https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystemmanagement/our-work/nature-based-solutions.](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystemmanagement/our-work/nature-based-solutions)

<sup>538</sup> 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。  
欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)

<sup>539</sup> 欧州議会および理事会指令2010/75/EU(OJ L 208, 17.8.2018, p.38)の下で、廃棄物処理のための最善の利用可能な技術(BAT)の結論を確立した2018年8月10日の委員会実施決定



## 5.9. 非有害廃棄物のマテリアルリカバリー

### 活動内容

別々に収集された非有害廃棄物流を機械的変態プロセスによって二次原料に分別・処理するための施設の建設・運営。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードE38.32およびF42.99に分類される。

### 技術的スクリーニング基準

### 気候変動への適応への実質的な貢献

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル<sup>540</sup>、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れている。

実施される適応策は以下の通りであること。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。

<sup>540</sup> 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

- (b) 自然に基づくソリューション<sup>541</sup>を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ<sup>542</sup>に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(1) 気候変動の緩和	該当なし
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	該当なし
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止・管理	該当なし
(6) 生物多様性 生態系の保護及び回復	該当なし

<sup>541</sup> [国際自然保護連合\(IUCN\)の自然に基づく解決の定義に関する決議069に従う。https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystemmanagement/our-work/nature-based-solutions](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystemmanagement/our-work/nature-based-solutions).

<sup>542</sup> 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。  
欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)

## 5.10. 埋立地ガスの回収・利用

### 活動内容

埋立処分場の閉鎖中または埋立処分後に設置された新たなまたは補足的な専用の技術施設および設備を用いて、埋立<sup>543</sup>ガスを回収し、恒久的に閉鎖された埋立地で利用するためのインフラストラクチャーの設置と運用。

活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードE38.21に分類される。

### 技術的スクリーニング基準

---

#### 気候変動への適応への実質的な貢献

---

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と統合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル<sup>544</sup>、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。

実施される適応策は以下の通りであること。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。

---

<sup>543</sup> 「埋め立て」とは、廃棄物の埋め立てに関する1999年4月26日の理事会指令1999/31/EC(OJ L 182, 16.7.1999, p1)の第2条、point g)に定義される。

<sup>544</sup> 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

- (b) 自然に基づくソリューション<sup>545</sup>を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ<sup>546</sup>に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(1) 気候変動の緩和	施設でのメタン漏洩のモニタリング計画が実施されていること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	該当なし
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止・管理	<p>埋立地ガス回収システムが設置されている古い埋立地の恒久的な閉鎖と修復、およびアフターケアは、以下の規則に従って実施されること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 指令99/31/ECの附属書IIに定める一般要件</li> <li>(b) 指令の附属書IIIに定める管理及び監視手順</li> </ul>
(6) 生物多様性 生態系の保護及び回復	該当なし

<sup>545</sup> [国際自然保護連合\(IUCN\)の自然に基づく解決の定義に関する決議069に従う。https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystemmanagement/our-work/nature-based-solutions](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystemmanagement/our-work/nature-based-solutions).

<sup>546</sup> 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。  
欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)

## 5.11. CO<sub>2</sub>の運搬

### 活動内容

回収されたCO<sub>2</sub>の運搬、CO<sub>2</sub>パイプラインの建設と運営、および回収されたCO<sub>2</sub>の集荷を主目的としたガスネットワークの改修

1. 施設から移送されたCO<sub>2</sub>で、それが注入点にて捕捉されるものについて、輸送されるCO<sub>2</sub>の質量の0.5%を超えるCO<sub>2</sub>漏洩を引き起こさないこと。
2. CO<sub>2</sub>は、本附属書の5.11節に定めるCO<sub>2</sub>の地中貯留の基準を満たす恒久的CO<sub>2</sub>貯留場所、またはその基準を満たす恒久的CO<sub>2</sub>貯留場所に直接つながる他の輸送手段に委ねられる。
3. 適切な漏洩検知システムが適用され、監視計画が実施され、報告書が独立した第三者によって検証されている。
4. 既存のネットワークの柔軟性を高め、管理を改善する設備等が設置されている場合は、設備の設置が適格である。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードF42.21およびH49.50に分類される。

### 技術的スクリーニング基準

#### 気候変動への適応への実質的な貢献

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、大型投資の予測シナリオについて少なくとも10~30年の気候を含め、活動の予想される存続期間と統合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル<sup>547</sup>、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。

実施される適応策は以下の通りであること。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション<sup>548</sup>を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ<sup>549</sup>に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(1) 気候変動の緩和	CO <sub>2</sub> の漏洩を監視するためのプランが整備されていること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 <sup>550</sup> と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4)サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし

<sup>547</sup> 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

<sup>548</sup> 国連決議第069号「国際連合の自然に基づく解決策の定義」に従い自然保護(IUCN)、<https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystemmanagement/our-work/nature-based-s>

<sup>549</sup> 欧州委員会から欧州議会、欧州理事会への連絡を参照  
経済社会委員会と地域委員会:グリーン・インフラ(GI)-欧州の天然資本の強化(COM/2013/0249最終版)。

<sup>550</sup> 連合法の対象となる活動、または関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動については、指令2000/60/ECにより要求される。  
第三国での活動における水質保全と水ストレスの回避  
指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

(5) 公害防止・管理	該当なし
(6) 生物多様性・ 生態系の保護及び 復元	<p>指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別551が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準552に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域、およびその他の保護地域のNatura 2000ネットワークを含む)内または近傍に所在する場所/事業については、該当する場合、適切な評価553の結論に基づき、所要の軽減措置554が実施されていること。</p>

## 5.12. CO<sub>2</sub>の地下永久貯留

### 活動内容

捕獲されたCO<sub>2</sub>を適切な地下地層に永久的に貯留する。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードE39.00に分類される。

### 技術的スクリーニング基準

### 気候変動への適応への実質的な貢献

<sup>551</sup> 指令2011/92/EUの附属書IIIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

<sup>552</sup> 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理

<sup>553</sup> 指令2009/147/EC及び92/43/EEC、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

<sup>554</sup> これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

---

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と統合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル<sup>555</sup>、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。

実施される適応策は以下の通りであること。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション<sup>556</sup>を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ<sup>557</sup>に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と統合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本付属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

---

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

---

<sup>555</sup> 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

<sup>556</sup> [国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う。](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions) <https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions>.

<sup>557</sup> 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。  
欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)



(1) 気候変動の緩和	CO <sub>2</sub> の漏洩を監視するためのプランが整備されていること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 <sup>558</sup> と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止・管理	この活動は指令2009/31/ECに準拠していること。
(6) 生物多様性・生態系の保護及び回復	<p>指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別<sup>559</sup>が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準<sup>560</sup>に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域、およびその他の保護地域のNatura 2000ネットワークを含む)内または近傍に所在する場所/事業については、該当する場合、適切な評価<sup>561</sup>の結論に基づき、所要の軽減措置<sup>562</sup>が実施されていること。</p>

<sup>558</sup> 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

<sup>559</sup> 権限のある機関が、附属書IIに掲げる事業について、次の事項を決定するための手続

指令2011/92/EUは、環境影響評価(同指令第4条(2)に言及)の対象となる。

<sup>560</sup> 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

<sup>561</sup> 指令2009/147/ECおよび92/43/EECに従って、または第三国に所在する活動については、IFCパフォーマンス基準6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理など、同等の国内規定または国際基準に従っている。

---

---

## 6. 輸送

### 6.1. 旅客都市間鉄道輸送

#### 活動内容

本線ネットワーク上の鉄道車両を使用する旅客の輸送、広範な地理的範囲にわたる輸送、都市間鉄道による旅客輸送、鉄道会社の統合運営としての寝台車または食堂車の運行に関する修繕、改良または運用。本活動は、都市および郊外の交通システムによる旅客輸送、旅客ターミナル活動、鉄道インフラストラクチャーの運営、個別のユニットで運営される場合のスリーピングカーまたはダイニングカーの切り替え、車両入替えおよび操作などの関連活動は含まれない。

活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードH49.10に分類される。

#### 技術的スクリーニング基準

#### 気候変動への適応への実質的な貢献

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響の評価は、ベストプラクティスと利用可能な指針に基づいており、利用可能な最良の科学であるオープンソースモデル<sup>563</sup>、気候変動に関する政府間パネルの最新報告書および科学的ピアレビューを受けた出版物に準拠した脆弱性およびリスク分析、および関連する方法論を考慮に入れていること。

<sup>562</sup> これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

実施される適応策は以下の通りであること。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション<sup>564</sup>を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ<sup>565</sup>に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(1) 気候変動の緩和	該当なし
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	該当なし
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	廃棄物階層、特にメンテナンス時に、廃棄物を管理するための対策が講じられていること。
(5) 公害防止・管理	鉄道機関車(RLL)および車両推進エンジン(RLR)の推進エンジンは、規則(EU)2016/1628の附属書IIIに定める排出限度に適合していること。
(6)	該当なし

<sup>563</sup> 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

<sup>564</sup> 国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う。<https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions>。

<sup>565</sup> 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。  
欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)

---

生物多様性 生 態系の保護及び回 復	
--------------------------	--

---

## 6.2. 貨物鉄道輸送

### 活動内容

本線鉄道網および短線貨物鉄道における貨物輸送の修繕、改良または運用。この活動には、倉庫業、保管業、貨物ターミナル業、鉄道インフラストラクチャーの運営、および交換・車両入替え、荷役などの関連活動が含まれない。

活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードH49.20に分類される。

### 技術的スクリーニング基準

---

### 気候変動への適応への実質的な貢献

---

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル<sup>566</sup>、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。

実施される適応策は以下の通りであること。

---

<sup>566</sup> 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション<sup>567</sup>を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ<sup>568</sup>に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(1) 気候変動の緩和	列車や貨車は化石燃料の輸送専用でないこと。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	該当なし
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	廃棄物階層、特にメンテナンス時に、廃棄物を管理するための対策が講じられていること。
(5) 公害防止・管理	鉄道機関車(RLL)および車両推進エンジン(RLR)の推進エンジンは、規則(EU)2016/1628の附属書IIIに定める排出限度に適合していること。
(6) 生物多様性生態系の保護及び回復	該当なし

<sup>567</sup> 国際自然保護連合(IUCN)の自然に基づく解決の定義に関する決議069に従い、<https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystemmanagement/our-work/nature-based-solutions>.

<sup>568</sup> 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。  
欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)

### 6.3. 都市・郊外・道路旅客輸送

#### 活動内容

旅客輸送および道路旅客輸送のための都市および郊外輸送システムの運営。これには、モーターバス、路面電車、トロリバス、地下鉄及び高架鉄道によるような、異なる陸上輸送モードが含まれる。輸送は、定刻に運行し、定点で乗客の集客・降車を行う予定運行ルートで行われる。この活動には、タウン・ツー・エアポートまたはタウン・ツー・ステーション・ラインのほか、都市または郊外の交通システムの一部が利用されているケーブルカーやロープウェイの運営も含まれる。この活動には、定期的な長距離バスサービス、チャーター便、旅行およびその他の随時のコーチサービス、空港シャトル、従業員の輸送のためのバスの運行およびスクールバス、ならびに人力・牛馬力車両によるその他の旅客輸送も含まれる。この活動は救急車輸送を除外する。それは、旅客輸送の提供のための規則(EU)2018/858 2の第4条(1)に従って、カテゴリーM2及びM3として指定された車両の運行を含む。

この活動は、NACEコードH49.31、H49.39、N77.11の下で、規則(EC) No. 1893/2006によって制定された経済活動の統計的分類に従って分類される。

#### 技術的スクリーニング基準

#### 気候変動への適応への実質的な貢献

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響の評価は、ベストプラクティスと利用可能な指針に基づいており、気候変動に関する政府間パネルの最新報告書および科学的ピアレビューを受けた出版物に準拠した脆弱性およびリスク分析、および関連する方法論など、利用可能な最良の科学であるオープンソースモデル<sup>569</sup>を考慮に入れている。

<sup>569</sup> 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

実施される適応策は以下の通りであること。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション<sup>570</sup>を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ<sup>571</sup>に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(1) 気候変動の緩和	CO2排出量が分野の平均を上回る車両の購入は含まない。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	該当なし
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	<p>使用段階(メンテナンス)と使用済み車両の両方において、廃棄物の階層に従って廃棄物を管理するための措置が講じられていること。</p> <p>バッテリー駆動車両については、重要な原材料を含むバッテリーやエレクトロニクスのリユース・リサイクルを実施していること。</p> <p>購入車・運行車は、指令2000/53/EC572の附属書IIIに列挙されている例外を除き、鉛、水銀、六価クロム、カドミウムを使用しないこと。</p>

<sup>570</sup> 国際自然保護連合(IUCN)の自然に基づく解決の定義に関する決議069に従い、<https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystemmanagement/our-work/nature-based-soluti>

<sup>571</sup> 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。  
欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)

(5) 公害防止・管理	<p>カテゴリーMおよびNの道路車両では、タイヤは外部転がり騒音クラスAに適合し、エネルギー性能クラスAまたはBは規則(EU)2020/740に規定されていること。</p> <p>該当する場合、タイヤは規則(EC)No.661/2009に規定されている騒音要件に適合すること。</p>
(6)生物多様性 生態系の保護及び回復	該当なし

#### 6.4. パーソナルモビリティ機器の運用

##### 活動内容

推進力が使用者の身体活動、ゼロエミッションモーター、またはゼロエミッションモーターと身体活動の組み合わせから生じるパーソナルモビリティ装置の動作であって、パーソナルモビリティ装置が、自転車または歩行者と同じ公共インフラ上で動作することが許容される場合のパーソナルモビリティ装置の動作。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードN77.11およびN77.21に分類される。

##### 技術的スクリーニング基準

##### 気候変動への適応への実質的な貢献

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予想寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。

<sup>572</sup> 指令2000/53/ECは現在カテゴリーM1およびN1の車両にのみ適用されているが、この基準の目的上、鉛、水銀、六価クロムおよびカドミウムの含有量の制限(および関連する場合には関連する免除)は、活動の中で購入または運用されるすべてのタイプの車両に適用される。



- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と統合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル<sup>573</sup>、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。

実施される適応策は以下の通りであること。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション<sup>574</sup>を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ<sup>575</sup>に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と統合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(1) 気候変動の緩和	該当なし
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	該当なし
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	使用段階(メンテナンス)と使用済み段階の両方において、廃棄物階層に応じて廃棄物を管理するための措置が講じられていること。

<sup>573</sup> 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

<sup>574</sup> 国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う。<https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions>。

<sup>575</sup> 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。  
欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)

	<p>ける階層</p> <p>バッテリー駆動パーソナルモビリティ装置の場合、これらの措置には、重要な原材料を含むバッテリーおよびエレクトロニクスのリユースおよびリサイクルが含まれる。</p> <p>指令2000/53/EC<sup>576</sup>の附属書IIIに列挙されている例外を除き、購入または運転されるあらゆる種類の移動装置には、鉛、水銀、六価クロムおよびカドミウムは含まれていないこと。</p>
(5) 公害防止・管理	該当なし
(6) 生物多様性 生態系の保護及び回復	該当なし

## 6.5. バイク、乗用車、商用車による輸送

### 活動内容

M1<sup>577</sup>、N1<sup>578</sup>、L(2輪・3輪、4輪)<sup>579</sup>指定車の運行

活動は、(EC) 規則 1893/2006による経済活動のための統計分類に従って、NACEコードのH49.32、H49.39およびN77.11に分類される。

### 技術的スクリーニング基準

#### 気候変動への適応への実質的な貢献

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、(続く)

<sup>576</sup> 指令2000/53/ECは現在カテゴリーM1およびN1の車両にのみ適用されているが、この基準の目的上、鉛、水銀、六価クロムおよびカドミウムの含有量の制限(および関連する場合には関連する免除)は、その活動の中で購入または運転されるすべてのタイプの車両に適用される。

<sup>577</sup> 規則(EU)2018/858第4条(1)の(a)(i)に言及されている。

<sup>578</sup> 規則(EU)2018/858第4条(1)、第4条(b)(i)に言及されている。

<sup>579</sup> 規則(EU)2018/858第4条(1)に言及されている。

「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することにより、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル<sup>580</sup>、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。

実施される適応策は以下の通りであること。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション<sup>581</sup>を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ<sup>582</sup>に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本付属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

#### 重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(1) 気候変動の緩和	アクティビティは、次のいずれかに準拠すること。  (a) 乗用車及び軽商用車は、CO2排出量について(EU) 規則(EU) 2017/1151に規定されている世界的に調和された軽自動車試験手順(「WLTP」)に従って測定されること。
-------------	--

<sup>580</sup> 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

<sup>581</sup> 国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う。<https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions>。

<sup>582</sup> 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。  
欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)

	<p>(i) 2025年12月31日まで排出量が50gCO<sub>2</sub>/km未満であり;  (ii) 2026年1月1日以降はゼロになること。  (a) Lカテゴリー車のテールパイプCO<sub>2</sub>排出<sub>2</sub>はゼロであること。</p>
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	該当なし
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	<p>カテゴリーM1およびN1の車両は以下の通りである。</p> <p>(a) 再使用又は再生利用ができる重量の八十五パーセント以上のものであること。  (b) 重量<sup>583</sup>で最低95%まで再利用または回収可能であること。</p> <p>バッテリーおよびエレクトロニクス(特に重要な原材料)のリユースおよびリサイクルを含め、廃棄物階層に従って、使用段階(保守)および使用済み車両の両方で廃棄物を管理する措置が講じられていること。</p> <p>指令2000/53/EC<sup>584</sup>の附属書IIIに列挙された例外を除き、購入または運転される全てのタイプの車両には鉛、水銀、六価クロムおよびカドミウムは含まれていないこと。</p>
(5) 公害防止・管理	<p>車両は、規則(EC)No715/2007.に従って規定されたユーロ6軽量排出型承認<sup>585</sup>の最新の適用段階の要件に適合していること。</p> <p>車両は、指令2009/33/ECの附属書の表2に定めるクリーン・ライト・デューティ・カーの排出基準に適合していること。</p> <p>カテゴリーM1およびN1の車両については、タイヤは、規則(EU)2020/740に規定されている転がり騒音クラスAおよびエネルギー性能クラスAまたはBに適合していること。</p>

<sup>583</sup> 指令2005/64/ECの附属書IIに定める。

<sup>584</sup> 指令2000/53/ECは現在、M1およびN1車にのみ適用されているが、この基準の適用上、鉛、水銀、六価クロムの含有量の制限、およびカドミウム(及び、関連する場合には、関連する免除)は、活動の範囲内で購入又は運用されるすべての種類の車両に適用される。

<sup>585</sup> 欧州議会及び理事会指令2007/46/EC、委員会規則(EC)No.692/2008及び委員会を改正する2018年11月5日の欧州委員会規則(EU)2018/1832  
軽乗用車及び商用車の排ガス型式承認試験及び手続きを改善することを目的とした規則(EU)2017/1151。これには、使用中の適合性及び実走行排ガスのためのものを含む。また、燃料及び電気エネルギーの消費量を監視する装置を導入するためのものも含まれる(OJ L 301, 27.11.2018 1).

	<p>タイヤは、規則(EC)No.661/2009に規定されている騒音要件に適合していること。</p> <p>車両は規制(EU)No 540/2014に準拠していること。</p>
(6)生物多様性 生態系の保護及び回復	該当なし

## 6.6. 道路による貨物の運送サービス

### 活動内容

N2<sup>586</sup>、N3<sup>587</sup>に指定された貨物運送サービス用車両による道路運送。

この活性は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードH49.4.1、H53.10、H53.20およびN77.12に分類される。

### 技術的スクリーニング基準

#### 気候変動への適応への実質的な貢献

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響の評価は、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書および科学的なピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル588、脆弱性およびリスク分析のために利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れたベストプラクティスに基づいている。

<sup>586</sup> 規則(EU)2018/858第4条(1)、第4条(b)(ii)に言及されている。

<sup>587</sup> (EU)2018/858規則第4条(1)、(b)(iii)に言及されている。

実施される適応策は以下の通りであること。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション<sup>589</sup>を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ<sup>590</sup>に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(1) 気候変動の緩和	<p>これらの車両は化石燃料の輸送専用ではないこと。</p> <p>車両のCO<sub>2</sub>排出量は、同一サブグループ内の全車両の基準CO<sub>2</sub>排出量と同等以下であること。</p>
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	<p>該当なし</p>
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	<p>カテゴリN1の車両は以下の通りであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 重量比で85%以上の車体・部品がリユース・リサイクルできること、</li> <li>(b) 重量比591で95%以上のリユース・リカバリーが可能なこと。</li> </ul>

<sup>588</sup> 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

<sup>589</sup> [国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う。](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions) <https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions>

<sup>590</sup> 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。  
欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)

	<p>バッテリーおよびエレクトロニクス(特に重要な原材料)のリユースおよびリサイクルを含め、廃棄物階層に従って、使用段階(保守)および使用済み車両の両方で廃棄物を管理する措置が講じられていること。</p> <p>指令2000/53/EC<sup>592</sup>の附属書IIIに列挙された例外を除き、購入または運転される全てのタイプの車両には鉛、水銀、六価クロムおよびカドミウムは含まれていないこと。</p>
(5) 公害防止・管理	<p>車両は、規則(EC)No.595/2009に従って定められたユーロヘビーデューティ排出型承認<sup>593</sup>の最新の適用段階の要件に適合していること。</p> <p>タイヤは、規則(EU)2020/740において、転がり騒音クラスAおよびエネルギー性能クラスAまたはBのアセットアウトに適合していること。</p> <p>タイヤは、規則(EC)No.661/2009に規定されている騒音要件に適合していること。</p> <p>車両は規制(EU)No 540/2014に準拠していること。</p>
(6)生物多様性 生態系の保護及び回復	該当なし

## 6.7. 内陸旅客水運業

### 活動内容

海上輸送に適さない船舶を含む、内水における旅客の輸送。

活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードH50.30に分類される。

<sup>591</sup> 指令2005/64/ECの附属書IIに規定されている。

<sup>592</sup> 指令2000/53/ECは現在、M1およびN1車にのみ適用されているが、この基準の適用上、鉛、水銀、六価クロムの含有量の制限、およびカドミウム(及び、関連する場合には、関連する免除)は、活動の範囲内で購入又は運用されるすべての種類の車両に適用される。

<sup>593</sup> 欧州委員会規則(EU)No.582/2011(2011年5月25日)施行・改正規則  
欧州議会および理事会の指令2007/46/EC(OJ L 167, 25.6.2011, p)に対する、重量車両(Euro VI)からの排出に関する(EC) No. 595/2009および附属書IおよびIIIの改正。1)。

気候変動への適応への実質的な貢献

---

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル<sup>594</sup>、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。

実施される適応策は以下の通りであること。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション<sup>595</sup>を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ<sup>596</sup>に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本付属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

---

<sup>594</sup> 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

<sup>595</sup> [国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う。](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions) <https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions>.

<sup>596</sup> 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。  
欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)



## 重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(1) 気候変動の緩和	該当なし
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 <sup>597</sup> と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	廃棄物階層に従って、使用段階と船舶の使用済み段階の両方で廃棄物を管理するための措置が講じられていること。これには、作業場における有害物質の管理と管理、安全なリサイクルの確保が含まれる。
(5) 公害防止・管理	船舶内のエンジンは、規則(EU)2016/1628付属書IIIに定める排出限度値(後処理等の型式承認された解決策を持たない船舶を含む)に適合していること。
(6) 生物多様性 生態系の保護及び回復	該当なし

### 6.8. 内陸貨物水運業

#### 活動内容

海上輸送に適さない船舶を含む、内陸水域における貨物の輸送。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードH50.4.0に分類される。

#### 技術的スクリーニング基準

気候変動への適応への実質的な貢献

<sup>597</sup> 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。  
指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

---

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と統合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル<sup>598</sup>、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。

実施される適応策は以下の通りであること。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション<sup>599</sup>を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ<sup>600</sup>に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と統合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本付属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

---

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

---

<sup>598</sup> 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

<sup>599</sup> [国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う。](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions) <https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions>。

<sup>600</sup> 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。  
欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)

(1) 気候変動の緩和	船舶は、化石燃料の輸送専用船ではないこと。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 <sup>601</sup> と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	船舶内の有害物質の管理及び管理並びにそれらの賢いリサイクルの確保を含め、廃棄物階層に従って、船舶の使用段階及び使用済みの双方における廃棄物を管理するための措置が講じられていること。
(5) 公害防止・管理	船舶は、規則(EU)2016/1628付属書IIの排出限度に適合していること。(後処理等、承認された解決策なしでこれらの限度を満たす船舶を含む)。
(6) 生物多様性 生態系の保護及び回復	該当なし

## 6.9. 内水旅客・貨物輸送の再整備

### 活動内容

内水における貨物又は旅客の輸送のための船舶(海上輸送に適さない船舶を含む。)の改修及び整備

この活性は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードH50.4、H50.30およびC33.15に分類される。

### 技術的スクリーニング基準

#### 気候変動への適応への実質的な貢献

<sup>601</sup> 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。  
指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

---

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と統合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル<sup>602</sup>、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。

実施される適応策は以下の通りであること。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション<sup>603</sup>を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ<sup>604</sup>に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と統合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本付属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

---

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

---

<sup>602</sup> 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

<sup>603</sup> [国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う。](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions) <https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions>。

<sup>604</sup> 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。  
欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)

(1) 気候変動の緩和	船舶は、化石燃料の輸送専用船ではないこと。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 <sup>605</sup> と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	船舶内の有害物質の管理及び管理並びにそれらの安全なリサイクルの確保を含め、廃棄物階層に従って、船舶の使用段階及び使用済みの双方における廃棄物を管理するための措置が講じられていること。
(5) 公害防止・管理	船舶は、規則(EU)2016/1628付属書IIの排出限度に適合している(後処理等、承認された解決策なしでこれらの限度を満たす船舶を含む)。
(6) 生物多様性 生態系の保護及び回復	該当なし

## 6.10. 海上・沿岸貨物水運業

### 活動内容

船舶又は内航海域において運航するように設計された船舶による貨物の輸送、及び港湾運航に必要なタグボート、係留船、水先船等の輸送。

この活性は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードH50.2およびH52.22に分類される。

### 技術的スクリーニング基準

#### 気候変動への適応への実質的な貢献

<sup>605</sup> 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

---

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と統合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル<sup>606</sup>、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。

実施される適応策は以下の通りであること。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション<sup>607</sup>を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ<sup>608</sup>に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と統合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本付属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

---

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

---

<sup>606</sup> 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

<sup>607</sup> 国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従い 。、 <https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions>。

<sup>608</sup> 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。  
欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)

(1) 気候変動の緩和	船舶は、化石燃料の輸送専用船ではないこと。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 <sup>609</sup> と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	<p>廃棄物階層に従って、使用段階と容器の使用済み段階の両方で廃棄物を管理するための措置が講じられていること。</p> <p>総トン数500トン以上の船舶での活動では、活動は、船舶内の有害物質の管理および管理に関する規則(EU)No 1257/2013の要件、およびそれらのリサイクルに適用される要件に準拠していること。特に、委員会実施決定2016/2323に規定されているように、船舶が欧州船舶リサイクル施設リストに含まれる施設でリサイクルされることを確保するための措置が実施されていること。</p> <p>この活動は、船舶からの廃棄物の排出による悪影響に対する海洋環境の保護に関する指令(EU)2019/883に準拠していること。</p> <p>船舶は、IMO MARPOL条約の附属書Vに従って運航されること。</p>
(5) 公害防止・管理	<p>硫黄酸化物排出量及び粒子状物質の削減については、指令(EU)2016/802及びIMOMARPOL条約附属書VI規則14<sup>610</sup>に適合していること。</p> <p>IMO<sup>611</sup>により北海およびバルト海で指定された排出管理区域(ECA)では、燃料含有量の硫黄は質量の0.5%(世界の硫黄限度)を超えず、質量の0.1%を超えないこと。</p>

<sup>609</sup> 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

<sup>610</sup> [http://www.imo.org/en/Ourwork/Environment/Pollution Prevention/AirPollution/Pages/Sulphur-oxides-\(SOx\)-%E2%80%93Regulation-14.aspx](http://www.imo.org/en/Ourwork/Environment/Pollution%20Prevention/AirPollution/Pages/Sulphur-oxides-(SOx)-%E2%80%93Regulation-14.aspx)

<sup>611</sup> 排出抑制地域に適用される要件の他のEU海域への拡大については、地中海沿岸国が、関連するECAのバルセロナ条約の枠組に基づいた法制化を検討している。

	<p>船舶は、窒素酸化物(NOx)の排出については、国際海事機関MARPOL条約附属書VI規則13<sup>612</sup>を遵守していること。2011年以降に建造された船舶については、第2次NOx規制が適用されること。2016年1月1日以降に建造された船舶は、国際海事機関の規則に基づき設置されたNOx排出抑制区域での運航中に限り、NOx排出<sup>613</sup>低減のためのより厳しいエンジン要件(ティア3)に適合していること。</p> <p>黒色および灰色の水の排出は、IMO MARPOL条約の附属書IVに準拠していること。</p> <p>2001年10月5日に採択された船舶における有害な防汚システムの制御に関する国際条約を同盟法で実施する規則(EU)第528/2012号に規定されているように、防汚塗料及び殺生物剤の毒性を最小限にするための措置が実施されていること。</p> <p>排ガス浄化システム(EGCS)を使用する場合、それらは閉ループシステムであること。</p>
<p>(6) 生物多様性 生態系の保護及び回復</p>	<p>この活動は、船舶のバラスト水及び沈殿物の管理及び管理のための国際条約(BWM)で言及されている水生生物を含むバラスト水の放出を導かないこと。</p> <p>騒音及び振動は、IMOの水中騒音の低減に関するガイドライン及び指令2008/56/ECに規定されている、その記述子1(生物多様性)、2(非固有種)、6(海底保全性)、8(汚染物質)、10(海洋ごみ)、11(騒音/エネルギー)及び委員会決定(EU)2017/848に関連する規定(該当する場合)に準拠すること。</p>

## 6.11. 海上・沿岸旅客水運業

### 活動内容

定期的であるか否かを問わず、海上及び沿岸海域における旅客の輸送。並びにプレジャーボートを船員と共に海上及び沿岸海上輸送のために貸し出すこと。この活動は、別個の単位で提供される場合には、船舶におけるレストラン及びバー活動、乗組員を伴わないプレジャーボート及びヨットのレンタル、乗組員を伴わない商業船舶又はボートのレンタル及び「フローティングカジノ」の運営を含まない。

<sup>612</sup> [http://www.imo.org/en/OurWork/Environment/Pollution Prevention/AirPollution/Pages/Nitrogenoxides-\(NOx\)-Regulations-13.aspx](http://www.imo.org/en/OurWork/Environment/Pollution%20Prevention/AirPollution/Pages/Nitrogenoxides-(NOx)-Regulations-13.aspx).

<sup>613</sup> EU海域では、2021年時点でバルト海および北海に適用される。



活動は、規則(EC)No.1893/2006によって定められた経済活動の統計的分類に従って、NACEコードH50.10に分類される。

### 技術的スクリーニング基準

---

#### 気候変動への適応への実質的な貢献

---

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と統合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル<sup>614</sup>、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。

実施される適応策は以下の通りであること。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション<sup>615</sup>を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ<sup>616</sup>に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と統合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。

---

<sup>614</sup> 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

<sup>615</sup> [国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う。](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions) <https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions>

<sup>616</sup> 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。  
欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)

- (e) ソリューションが物理的であり、技術的スクリーニング基準がこの附属書に規定されている活動から構成される場合には、ソリューションは、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(1) 気候変動の緩和	該当なし
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 <sup>617</sup> と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	<p>廃棄物階層に従って、使用段階と容器の使用済み段階の両方で廃棄物を管理するための措置が講じられていること。</p> <p>総トン数500トンを超える船舶については、当該活動は、船舶内の有害物質の管理及び管理に関する規則(EU)No 1257/2013の要件、並びにそのリサイクルに適用される要件に適合していること。特に、委員会実施決定2016/2323に規定されているように、船舶が欧州船舶リサイクル施設リストに含まれる施設でリサイクルされることを確保するための措置が実施されていること。</p> <p>この活動は、船舶からの廃棄物排出による悪影響に対する海洋環境の保護に関する指令(EU)2019/883に準拠していること。</p> <p>船舶は、IMO MARPOL条約の附属書Vに従って運航されること。</p>
(5) 公害防止・管理	硫黄酸化物、ばいじんの排出削減については、EU(欧州指令)2016/802に対応し、(続く)

<sup>617</sup> 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。  
指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

	<p>IMOマーポール条約附属書VI規則14 IMO<sup>618</sup>により北海およびバルト海で指定された排出管理区域(ECA)では、燃料含有量の硫黄は質量の0.5%(世界の硫黄限度)を超えず、質量の0.1%を超えないこと。</p> <p>窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)の排出については、IMO MARPOL条約附属書VI規則13に適合していること。2011年以降に建造された船舶については、第2次NO<sub>x</sub>規制が適用される。平成28年1月1日以降に建造された船舶は、国際海事機関の規則に基づき設置されたNO<sub>x</sub>排出抑制区域での運航中に限り、NO<sub>x</sub>排出<sup>619</sup>低減のためのより厳しいエンジン要件(第3次)に適合していること。</p> <p>黒色および灰色の水の排出は、IMO MARPOL条約の附属書IVに準拠していること。</p> <p>2001年10月5日に採択された船舶における有害な防汚システムの制御に関する国際条約を同盟法で実施する規則(EU)第528/2012号に規定されているように、防汚塗料及び殺生物剤の毒性を最小限にするための措置が実施されていること。</p> <p>排ガス浄化システム(EGCS)を使用する場合、それらは閉ループシステムであること。</p>
(6)生物多様性 生態系の保護及び回復	<p>この活動は、船舶のバラスト水及び沈殿物の管理及び管理のための国際条約(BWM)で言及されている水生生物を含むバラスト水の放出を導かないこと。</p> <p>騒音及び振動は、IMOの水中騒音の低減に関するガイドライン、並びに、記述子1(生物多様性)、2(非固有種)、6(海底保全性)、8(汚染物質)、10(海洋ごみ)、11(騒音/エネルギー)及び委員会決定(EU)2017/848に関連する指令2008/56/ECに規定された規定を、該当する場合について遵守すること。</p>

## 6.12. 海上・内航貨物・旅客水運の改修

### 活動内容

海上又は沿岸の海域において運航するように設計された船舶における貨物又は旅客の輸送のための船舶並びにタグボート、係留船及び水先船のような港湾運航に必要な船舶の改修及び整備。

<sup>618</sup> 排出抑制地域に適用される要件の他のEU海域への拡大については、地中海沿岸国がバルセロナ条約の法的枠組みの下で関連するECAの創設を検討している。

<sup>619</sup> EU海域では、2021年時点でバルト海および北海に適用される。

この活性は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードH50.10、H50.2、H52.22、およびC33.15に分類される。

### 技術的スクリーニング基準

#### 気候変動緩和への実質的な貢献

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と統合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能な指針に基づいており、オープンソースモデル<sup>620</sup>、気候変動に関する政府間パネルの最新報告書および科学的なピアレビューを受けた出版物に従って、脆弱性とリスク分析のために利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。

実施される適応策は以下の通りであること。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション<sup>621</sup>を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ<sup>622</sup>に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と統合的であること。

<sup>620</sup> 例えば、欧州委員会が管理するコペルニクス・サービス。

<sup>621</sup> [国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う。](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions) <https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions>.

<sup>622</sup> 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。  
欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)

- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	船舶は、化石燃料の輸送専用船ではないこと。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 <sup>623</sup> と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	<p>廃棄物階層に従って、使用段階と容器の使用済み段階の両方で廃棄物を管理するための措置が講じられていること。</p> <p>総トン数500トンを超える船舶については、当該活動は、船舶内の有害物質の管理及び管理に関する規則(EU)No 1257/2013の要件、並びにそのリサイクルに適用される要件に適合していること。特に、委員会実施決定2016/2323に規定されているように、船舶が欧州船舶リサイクル施設リストに含まれる施設でリサイクルされることを確保するための措置が実施されていること。</p> <p>この活動は、船舶からの廃棄物の排出による悪影響に対する海洋環境の保護に関する指令(EU)2019/883に準拠していること。</p> <p>船舶は、IMO MARPOL条約の附属書Vに従って運航されること。</p>
(5) 公害	硫黄酸化物、ばいじんの排出量の削減については(続く)

<sup>623</sup> 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。  
指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

防止・管理	<p>船舶は、IMO MARPOL条約の指令(EU)2016/802及び附属書VI規則14に適合していること。IMO<sup>624</sup>により北海およびバルト海で指定された排出管理区域(ECA)では、燃料含有量の硫黄は質量の0.5%(世界の硫黄限度)を超えず、質量の0.1%を超えないこと。</p> <p>窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)の排出については、IMO MARPOL条約附属書VI規則13に適合しています。2011年以降に建造された船舶については、第2次NO<sub>x</sub>規制が適用される。2016年1月1日以降に建造された船舶は、国際海事機関の規則に基づき設置されたNO<sub>x</sub>排出抑制区域での運航中に限り、NO<sub>x</sub>排出<sup>625</sup>低減のためのより厳しいエンジン要件(第3次)に適合していること。</p> <p>黒色および灰色の水の排出は、IMO MARPOL条約の附属書IVに準拠していること。</p> <p>2001年10月5日に採択された船舶における有害な防汚システムの制御に関する国際条約を同盟法で実施する規則(EU)第528/2012号に規定されているように、防汚塗料及び殺生物剤の毒性を最小限にするための措置が実施されていること。</p> <p>排ガス浄化システム(EGCS)を使用する場合、それらは閉ループシステムであること。</p>
(6)生物多様性 生態系の保護及び回復	<p>この活動は、船舶のバラスト水及び沈殿物の管理及び管理のための国際条約(BWM)で言及されている水生生物を含むバラスト水の放出を導かないこと。</p> <p>騒音及び振動は、IMOの水中騒音<sup>626</sup>低減のための指針、及び記述子1(生物多様性)、2(非固有種)、6(海底保全性)、8(汚染物質)、10(海洋ごみ)、11(騒音/エネルギー)及び委員会決定(EU)2017/848に関連する指令2008/56/ECに規定されている規定を、該当する場合遵守すること。</p>

<sup>624</sup> 排出抑制地域に適用される要件の他のEU海域への拡大については、地中海沿岸国がバルセロナ条約の法的枠組みの下で関連するECAの創設を検討している。

<sup>625</sup> EU海域では、2021年時点でバルト海および北海に適用される。

<sup>626</sup> 海洋生命への悪影響に対処するための商業出荷からの水中騒音の低減に関するIMOガイドライン(MEPC.1/circ.833)。

## 6.13. パーソナルモビリティのインフラ

### 活動内容

道路、高速道路橋、トンネル等の歩行者・自転車専用のインフラ(電気アシストの有無を問わない)の整備・運営。

建設・運営されるインフラストラクチャーは、パーソナルモビリティに特化したものであること。すなわち、舗装、自転車専用レーン、歩行者ゾーン、電気充電、水素補給など、個人向け移動装置のための設備である。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードF42.1.1、F42.1.2、F42.1.3、F43.2.1、F71.1およびF71.20に分類される

### 技術的スクリーニング基準

---

#### 気候変動への適応への実質的な貢献

---

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と統合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル<sup>627</sup>、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。

実施される適応策は以下の通りであること。

---

<sup>627</sup> 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション<sup>628</sup>を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ<sup>629</sup>に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(1) 気候変動の緩和	該当なし
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 <sup>630</sup> と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	建設現場で発生する非有害な建設・解体廃棄物(欧州委員会決定2000/532/ECにより設置された廃棄物リストのカテゴリー17 05 04に記載されている自然由来の物質を除く)の少なくとも70%(重量)は、廃棄物階層および欧州建設・解体廃棄物管理プロトコル <sup>631</sup> に従って、再利用、リサイクルおよび他の材料を代替するために廃棄物を使用する埋め戻し作業を含む他の材料回収のために準備されること。事業者は、建設・解体に関わる工程での廃棄物の発生を抑制すること。(続く)

<sup>628</sup> [国際自然保護連合\(IUCN\)の自然に基づく解決の定義に関する決議069に従う、https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystemmanagement/our-work/nature-based-solutions](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystemmanagement/our-work/nature-based-solutions).

<sup>629</sup> 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。

欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)

<sup>630</sup> 連合法の対象となる活動、または関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動については、指令2000/60/ECにより要求される。

第三国での活動における水質保全と水ストレスの回避

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

<sup>631</sup> EU建設・解体廃棄物議定書 [https://ec.europa.eu/growth/contents/euconstruction-and-demorition-waste-protocol-0\\_en](https://ec.europa.eu/growth/contents/euconstruction-and-demorition-waste-protocol-0_en)で入手可能



	EU建設・解体廃棄物管理議定書に従い、利用可能な最善の技術を考慮し、選択的解体を利用することにより、建設・解体廃棄物の分別システムを利用して、有害物質の除去と安全な取扱いを可能にし、材料の選択的除去による再利用と高品質のリサイクルを容易にすること。
(5) 公害防止・管理	工事・メンテナンス時の騒音・粉塵・汚染物質の排出削減対策を実施していること。
(6) 生物多様性・ 生態系の保護及び 復元	指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別632が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準633に従って環境アセスメントが実施されていること。 環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。 生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域、およびその他の保護地域のNatura 2000ネットワークを含む)内または近傍に所在する場所/事業については、該当する場合、適切な評価634の結論に基づき、所要の軽減措置635が実施されていること。

## 6.14. 鉄道輸送インフラ

### 活動内容

鉄道・地下鉄、橋梁・トンネル等の建設・運営・保守、交通管理システム(建築サービス、エンジニアリングサービス、製図サービス、建築検査サービス、測量・地図サービス等)、および全ての素材と製品に関する物理的・化学的・その他性能等の検査。ただし化石燃料の輸送のみに供されるものを除き、以下の一つに準拠するもの。

<sup>632</sup> 指令2011/92/EUの附属書IIIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

<sup>633</sup> 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

<sup>634</sup> 指令2009/147/EC及び92/43/EEC、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

<sup>635</sup> これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

- (a) インフラ(指令(EU)2016/797の付属書II.2に定義)は、以下のいずれかであること。
- (i) 指令(EU)2016/797の付属書II.2に定義されているように、電化された路線沿いのインフラストラクチャおよび関連サブシステム:インフラストラクチャ、エネルギー、車載制御指令および信号、ならびに路線沿い制御指令および信号サブシステム。
  - (ii) 電化のための計画があるか、またはインフラストラクチャが活動開始から10年以内にCO<sub>2</sub>排出ゼロの列車による使用に適合する路線沿いインフラストラクチャおよび関連サブシステム:(EU)2016/797指令の付属書II.2に定義されているインフラストラクチャ、エネルギー、船上制御指令および信号、ならびにトラックサイド制御指令および信号サブシステム。
- (b) インフラおよび設備は、ターミナル・インフラストラクチャーと物品の積み込み、荷卸しおよび積み替えのための上部構造との間の貨物の積み替え専用であること。
- (c) インフラや設備は、他のモードから鉄道へ乗客を移動させるためのものであること。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードF42.1.1、F42.1.2、F42.1.3、F43.2.1、F71.1、F71.20、F43.21に分類される。

#### 技術的スクリーニング基準

#### 気候変動への適応への実質的な貢献

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と統合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル<sup>636</sup>、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。

実施される適応策は以下の通りであること。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション<sup>637</sup>を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ<sup>638</sup>に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(1) 気候変動の緩和	該当なし
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 <sup>639</sup> と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	有害でない建設・解体廃棄物(委員会決定2000/532/ECにある欧州廃棄物リストのカテゴリー17 05 04に記載されている自然由来の物質を除く)の少なくとも70%(重量) (続く)

<sup>636</sup> 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

<sup>637</sup> 国連決議第069号「国際連合の自然に基づく解決策の定義」に従い自然保護(IUCN)、<https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystemmanagement/our-work/nature-based-s>

<sup>638</sup> 欧州委員会から欧州議会、欧州理事会への連絡を参照  
経済社会委員会と地域委員会:グリーン・インフラ(GI)-欧州の天然資本の強化(COM/2013/0249最終版)。

<sup>639</sup> 連合法の対象となる活動、または関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動については、指令2000/60/ECにより要求される。  
第三国での活動における水質保全と水ストレスの回避  
指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

	<p>は、廃棄物階層および欧州建設・解体廃棄物管理プロトコル<sup>640</sup>に従い、廃棄物を用いた埋め戻し作業を含め、再利用、リサイクルおよび他の材料回収のために準備されること。事業者は、EU建設・解体廃棄物管理プロトコルに従い、利用可能な最善の技術を考慮し、有害物質の除去と安全な取扱いを可能にし、建設・解体廃棄物のための利用可能な選別システムを使用して材料の選択的除去による再利用と高品質のリサイクルを容易にするために、選択的解体を使用して、建設・解体に関連するプロセスにおける廃棄物の発生を制限すること。</p>
<p>(5) 公害防止・管理</p>	<p>必要に応じて影響を受ける地域の感度、特に影響を受ける住民の規模を考慮しインフラストラクチャの使用による騒音と振動を、オープントレンチ、壁障壁、その他の措置によって緩和し、指令2002/49/ECに適合するようにすること。</p> <p>工事・メンテナンス時の騒音・粉塵・汚染物質の排出削減対策を実施していること。</p>
<p>(6) 生物多様性・ 生態系の保護及び 復元</p>	<p>指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別641が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準642に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域、およびその他の保護地域のNatura 2000ネットワークを含む)内または近傍に所在する場所/事業については、該当する場合、適切な評価643の結論に基づき、</p>

<sup>640</sup> EU建設・解体廃棄物議定書 [https://ec.europa.eu/growth/contents/euconstruction-and-demorition-waste-protocol-0\\_en](https://ec.europa.eu/growth/contents/euconstruction-and-demorition-waste-protocol-0_en)で入手可能

<sup>641</sup> 権限のある機関が、附属書Ⅱに掲げる事業について、次の事項を決定するための手続  
指令2011/92/EUは、環境影響評価(同指令第4条(2)に言及)の対象となる。

<sup>642</sup> 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

<sup>643</sup> 指令2009/147/ECおよび92/43/EECに従って、または第三国に所在する活動については、同等の国内基準又は国際基準(例えば、IFCパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理)に従うこと。

---

所要の軽減措置<sup>644</sup>が実施されていること。

---

## 6.15. 低炭素道路交通を可能にするインフラ

### 活動内容

高速道路、道路、道路、その他の車両及び歩行者用道路の建設及び運営、道路、道路、道路、高速道路、橋又はトンネルの表面作業並びに航空機用滑走路の建設(建築サービス、エンジニアリングサービス、図面制作サービス、建築検査サービス及び測量及び地図作成サービス等を含む。)並びにあらゆる種類の材料及び製品の物理的、化学的及びその他の分析試験の実施を含む。)であって、インフラが化石燃料の輸送に専用されておらず、かつ、次のいずれかに該当するもの。

- (a) インフラが、排気ガスによるCO<sub>2</sub>排出がゼロの車両(充電地点、電力グリッド接続のアップグレード、水素燃料スタンド、電気道路システム(ERS))の運用に特化していること。
- (b) インフラおよび設備は、ターミナル・インフラストラクチャーと物品の積み込み、荷卸しおよび積み替えのための上部構造との間の貨物の積み替え専用であること。
- (c) インフラと設備は公共旅客輸送専用であること。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードF43.2.1;F71.1およびF71.20に分類される。

### 技術的スクリーニング基準

---

### 気候変動への適応への実質的な貢献

---

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

---

<sup>644</sup> これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル<sup>645</sup>、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。

実施される適応策は以下の通りであること。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション<sup>646</sup>を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ<sup>647</sup>に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

#### 重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(1) 気候変動の緩和	該当なし
(3) 水資源・海洋資源の持続可能な利用と保護	水質の保全及び水ストレスの回避に関する環境劣化リスクは、次の事項に従って特定され、かつ、対処されること。

<sup>645</sup> 例えば、欧州委員会が管理するコペルニクス・サービス。

<sup>646</sup> [国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う。](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions) <https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions>

<sup>647</sup> 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。  
欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)

	<p>関連する利害関係者<sup>648</sup>と協議した上で策定された、水利用と防護のマネジメントプラン。</p>
<p>(4) サーキュラー・エコノミーへの移行</p>	<p>建設現場で発生する非有害な建設・解体廃棄物(欧州委員会決定2000/532/ECにより設立された廃棄物リストのカテゴリー17 05 04に定義された自然由来の物質を除く)の少なくとも70%(重量)は、廃棄物階層および欧州建設・解体廃棄物管理プロトコル<sup>649</sup>に従って、再利用、リサイクルおよび他の材料を代替するために廃棄物を使用する埋め戻し作業を含む他の材料回収のために準備されること。事業者は、EU建設・解体廃棄物管理プロトコルに従い、利用可能な最善の技術を考慮し、有害物質の除去と安全な取扱いを可能にし、建設・解体廃棄物のための利用可能な選別システムを使用して材料の選択的除去による再利用と高品質のリサイクルを容易にするために、選択的解体を使用して、建設・解体に関連するプロセスにおける廃棄物の発生を制限すること。</p>
<p>(5) 公害防止・管理</p>	<p>必要に応じて、インフラストラクチャの使用による騒音および振動は、オープントレンチ、壁障壁、またはその他の措置を導入することによって緩和され、指令2002/49/ECに準拠すること。</p> <p>工事・メンテナンス時の騒音・粉塵・汚染物質の排出削減対策を実施すること。</p>
<p>(6) 生物多様性 生態系の保護及び回復</p>	<p>指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別<sup>650</sup>が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準<sup>651</sup>に従って環境アセスメントが実施されていること。</p>

<sup>648</sup> 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

<sup>649</sup> EU建設・解体廃棄物議定書 [https://ec.europa.eu/growth/contents/euconstruction-and-demorition-waste-protocol-0\\_en](https://ec.europa.eu/growth/contents/euconstruction-and-demorition-waste-protocol-0_en)で入手可能

<sup>650</sup> 権限のある機関が、附属書IIに掲げる事業について、次の事項を決定するための手続

指令2011/92/EUは、環境影響評価(同指令第4条(2)に言及)の対象となる。

<sup>651</sup> 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

	<p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価<sup>652</sup>が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定<sup>653</sup>が実施されていること。</p> <p>必要に応じて、道路輸送インフラに沿った植生の維持管理によって、外来種が拡散しないようにすること。</p> <p>野生生物同士の衝突を回避するための緩和策が実施されていること。</p>
--	---

## 6.16. 水運インフラ

### 活動内容

水路、港湾及び河川工事、プレジャーボート、鍵、ダム及び堤防その他の建設及び運営並びに水路のしゅんせつ(建築サービス、土木サービス、草案作成サービス、建築検査サービス及び測量及び地図作成サービス等を含む。)並びにあらゆる種類の材料及び製品の物理的、化学的その他の分析試験の実施を含む。)であって、土木工事に関連するプロジェクト管理活動であって、化石燃料の運搬に専用でないものであって、次のいずれかに該当するものを除く。

- (a) 直接排ガスの少ない船舶の運航に特化し、電気の充填、水素燃料の充填などのCO<sub>2</sub>排出<sub>2</sub>をゼロにしていること。
- (b) インフラは、岸壁にある船舶への陸上電力の供給に専念していること。
- (c) インフラは、直接CO<sub>2</sub>排出量をゼロにした港湾自らの業務専用であること。
- (d) インフラと設備は、ターミナルインフラと物品の積み込み、荷卸し、積み替えのための上部構造物というモード間の貨物の積み替えのみに供されていること。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードF42.9.1;F71.1またはF71.20に分類される。

<sup>652</sup> 指令2009/147/ECおよび92/43/EECに従い、または第三国に所在する活動については、同等の国内規定または国際基準、例えばIFCパフォーマンス基準6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

<sup>653</sup> これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。